

副本

平成 27 年 (ワ) 第 374 号 玄海原子力発電所 3 号機運転差止請求事件

原告 荒川謙一 外

被告 九州電力株式会社

答 弁 書

平成 27 年 11 月 13 日

佐 賀 地 方 裁 判 所 民 事 部 合 議 2 係 御 中

被告訴訟代理人弁護士

堤

克

彦



同

山

内

喜

明



同

松

崎

隆



同

斉

藤

芳

朗



同

永

原

豪



同

熊

谷

善

昭



同

池

田

早

織



請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

追って提出する。

以上